

議案第22号

特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例案

特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例を、次のように制定する。

令和2年5月20日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例

(市長の給料及び手当の特例)

第1条 市長に支給する給料月額、令和2年6月1日から令和3年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)において、特別職の職員の給与に関する条例(昭和27年守口市条例第80号。次項及び次条において「特別職条例」という。)第2条及び別表の規定にかかわらず、同表に定める額からその100分の50に相当する額を減じた額とする。ただし、手当(地域手当を除く。)の額の算出の基礎となる給料月額は、なお従前の例による。

2 市長に支給する退職手当の額は、特別職条例第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額からその100分の50に相当する額を減じた額とする。

(副市長の給料及び手当の特例)

第2条 副市長に支給する給料月額は、特例期間において、特別職条例第2条及び別表の規定にかかわらず、同表に定める額からその100分の20に相当する額を減じた額とする。ただし、手当(地域手当を除く。)の額の算出の基礎となる給料月額は、なお従前の例による。

2 副市長に支給する退職手当の額は、特別職条例第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額からその100分の50に相当する額を減じた額とする。

(教育長の給料及び手当の特例)

第3条 守口市教育委員会の教育長に支給する給料月額は、特例期間において、守口市教育委員会の教育長の給与等に関する条例(昭和27年守口市条例第93号。次項において「教育長条例」という。)第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額からその100分の20に相当する額を減じた額とする。ただし、手当(地域手当を除く。)の額の算出の基礎となる給料月額は、なお従前の例による。

2 守口市教育委員会の教育長に支給する退職手当の額は、教育長条例第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額からその100分の50に相当する額を減じた額とする。

(水道事業管理者の給料及び手当の特例)

第4条 守口市水道事業の管理者に支給する給料月額は、特例期間において、守口市水道事業管理者の給与に関する条例(昭和46年守口市条例第33号。次項において「管理者条例」という。)第2条の規定にかかわらず、同条に定める額からその100分の20に相当する額を減じた額とする。ただし、手当(地域手当を除く。)の額の算出の基礎となる給料月額は、なお従前の例による。

- 2 守口市水道事業の管理者に支給する退職手当の額は、管理者条例第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額からその100分の50に相当する額を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。
(特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例の廃止)
- 2 特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例（平成24年守口市条例第16号）は、廃止する。